

# 1 引受基準緩和型普通終身保険／ 引受基準緩和型普通終身保険(低解約返戻金型) かんぽにおまかせ(終身タイプ) かんぽにおまかせ(終身タイプ)(低解約返戻金プラン)

<p><b>契約の目的</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康に不安のある方でもご加入いただきやすく、一生涯にわたって、万が一の保障(死亡保障)に備えたシンプルな保険です。</li> </ul>
<p><b>商品の特長</b> ①</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が死亡したとき ⇒「死亡保険金」 ※ただし、契約日からその日を含めて1年以内に死亡したときは、死亡保険金の額が異なります。</li> <li>●「特約」②を付加することで、より充実した保障を準備できます。</li> </ul>

①しおり32P参照

「基本契約の保障内容」

②しおり33P参照

「特約の保障内容」

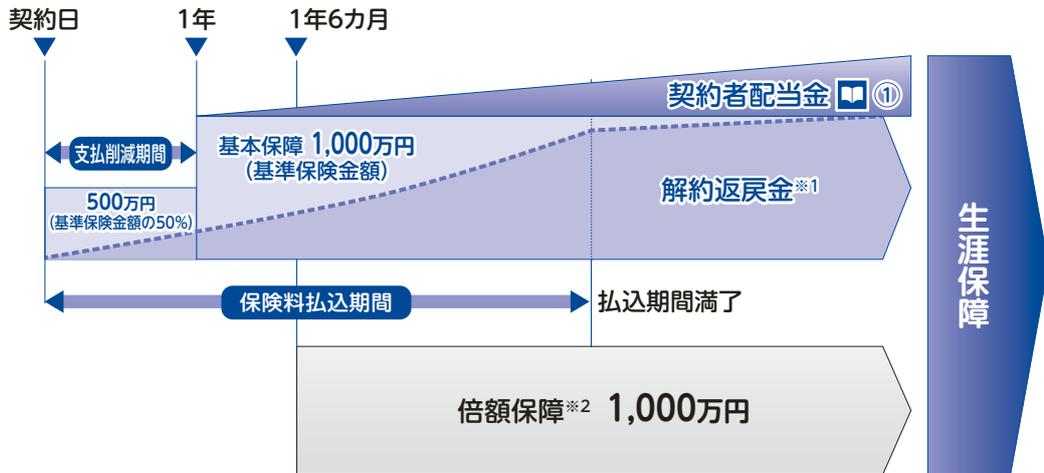
## ⚠️ ご注意

- 引受基準緩和型商品は、健康に不安のある方でもご加入いただきやすいよう、引受基準を緩和した商品です。  
そのため、保険料は当社の他の商品と比べて割り増しされています。
- 健康状態についてより詳細な告知をいただくことで、引受基準緩和型商品よりも保険料が割安な当社の他の商品に申し込みをいただくことができます。(告知内容などにより、引き受けができない場合があります。)

●しくみ図

引受基準緩和型普通終身保険「かんぽにおまかせ(終身タイプ)」

基準保険金額1,000万円に加入の場合



①しおり64P参照

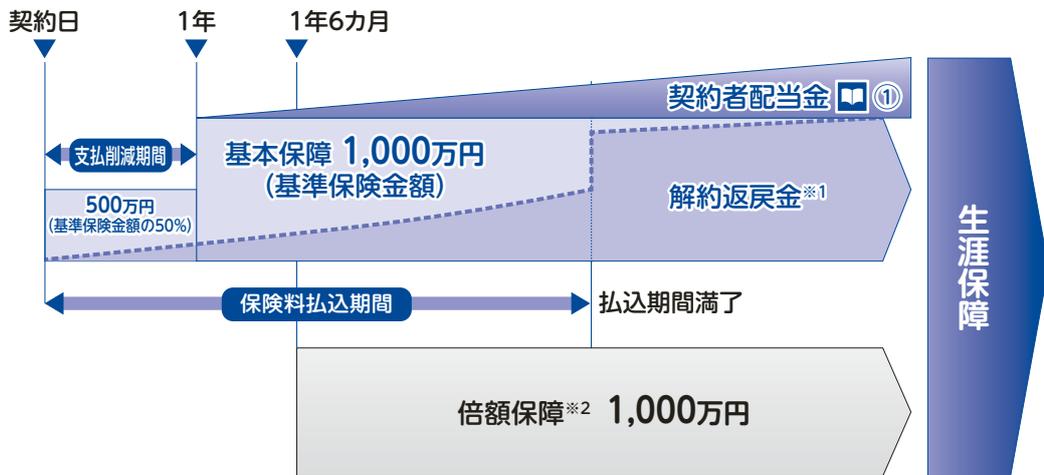
[契約者配当金]

特長としくみ

引受基準緩和型普通終身保険(低解約返戻金型)

「かんぽにおまかせ(終身タイプ)(低解約返戻金プラン)」

基準保険金額1,000万円に加入の場合



※1 解約返戻金の違いについて

○契約を解約した場合、死亡保険金を支払うために積み立てている積立金から保険契約の成立や維持するための必要経費などを差し引いた金額を解約返戻金として支払いますが、「引受基準緩和型普通終身保険(低解約返戻金型)」は保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低く設定しています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、「引受基準緩和型普通終身保険」と同額となります。

※2 倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日からその日を含めて1年6カ月(契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6カ月)を経過してから、被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保障は保障(責任)開始の日②から開始します。

②しおり18P参照

[契約の保障(責任)の開始と契約日]

## 2 低解約返戻金型の場合の各種取り扱いの違い

引受基準緩和型普通終身保険(低解約返戻金型)は保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低く設定しています。これにより保険料払込期間満了前は、以下のとおり、取り扱いが異なります。

	引受基準緩和型 普通終身保険	引受基準緩和型普通終身保険 (低解約返戻金型)
<b>保障内容</b>  ①	死亡保険金 保険金の倍額支払(倍額保障)	
<b>解約返戻金</b>  ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>●解約返戻金の水準を低く設定していません</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低く設定しています</li> <li>●保険料払込期間満了後は、解約返戻金の水準を低く設定していません</li> </ul>
<b>契約者貸付制度</b>  ③	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お取り扱いします</li> <li>●貸付金の返済に代えて保険金額を減額する場合、保険金の原資となる積立金から貸付金およびその利息を差し引きます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お取り扱いします 保険料払込期間満了前は、水準を低く設定した解約返戻金の一定の範囲内で貸し付けを行うため、貸付可能金額は少なくなります</li> <li>●貸付金の返済に代えて保険金額を減額する場合、保険金の原資となる積立金から貸付金およびその利息を差し引きます。なお、保険料払込期間満了前に貸付金の返済に代えて保険金額を減額する場合、保険金の原資となる積立金の7割から貸付金およびその利息を差し引きます</li> </ul>
<b>保険金額の減額変更</b>  ④	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お取り扱いします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お取り扱いします 保険料払込期間満了前に減額変更した場合、減額部分についてお受け取りになる返戻金は低くなります</li> </ul>
<b>保険料払済契約への変更</b>  ⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お取り扱いします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お取り扱いします 保険料払込期間満了前に保険料払済契約に変更した場合、水準を低く設定した解約返戻金をもとに保険金額を変更します</li> </ul>

 ①しおり32P参照

「基本契約の保障内容」

 ②しおり約款参照

「契約の解約と返戻金」(64ページ)、緩和型終身・緩和型終身(低解約)「第31・33条」

 ③しおり約款参照

「契約者貸付制度」(62ページ)、緩和型終身・緩和型終身(低解約)「第37条」

 ④約款参照

緩和型終身・緩和型終身(低解約)「第27条」

 ⑤約款参照

緩和型終身・緩和型終身(低解約)「第28条」